

MVNOの現況と課題について

2014年3月27日
一般社団法人 テレコムサービス協会
MVNO委員会

MVNO委員会とは

- **一般社団法人テレコムサービス協会において、2013年11月より活動を開始**
- **テーマ・目的**
 - **MVNOに関する情報収集、調査・研究、制作・制度への提言**
 - **MVNO事業者が交流し、情報を交換し、共有する課題等について行政等と意見を交換し、その解決を働きかける等の活動を通じて、モバイル市場における競争を促進し、サービスの多様化、料金の低廉化を促す**
- **これまでの主な活動**
 - **2014年1月 「モバイルビジネス活性化に関する緊急提言」の公表**
 - **2014年3月 MVNO2.0フォーラムの開催(総務省と共に主催)
「MVNOの事業環境の整備に関する政策提言」の公表**

MVNOの果たすべき役割

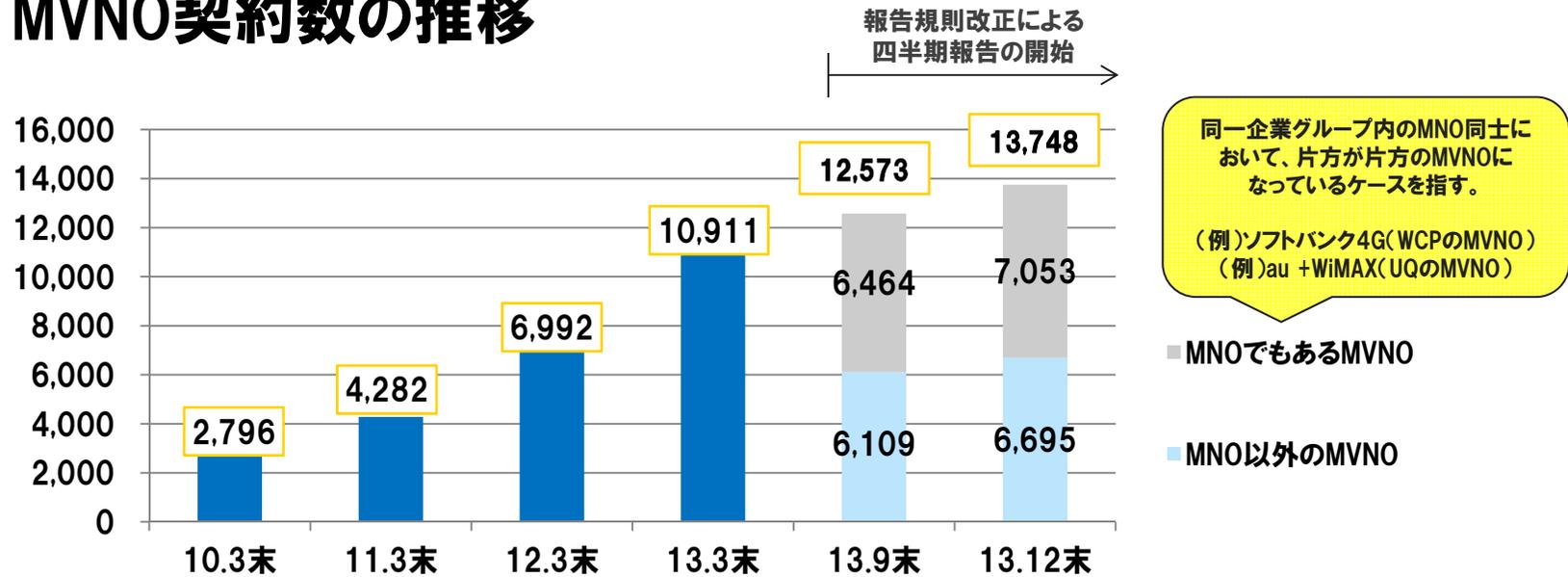
- **MNOのグループ化と寡占化の進む移動体通信市場に対し、多様かつ高度な通信サービスを提供することで、競争を活性化すること**
- **多様かつ高度な通信サービスを提供することで、利用者の利便性を高めること**
- **様々なデバイスに通信機能を付加することで、新しい価値を創造すること**
- **これらを通じ、情報通信産業のみならず日本の産業全体の競争力を強化していく**

MVNOの概要①

- **MVNO(仮想移動体通信事業者)とは、既存の携帯電話事業者(MNO)から**
 - 無線ネットワークを調達して
 - 自社ブランドのモバイルサービスを提供する電気通信事業者
- **MVNOの事業者数は2013年12月末時点で161社**

MVNOの概要②

・ MVNO契約数の推移

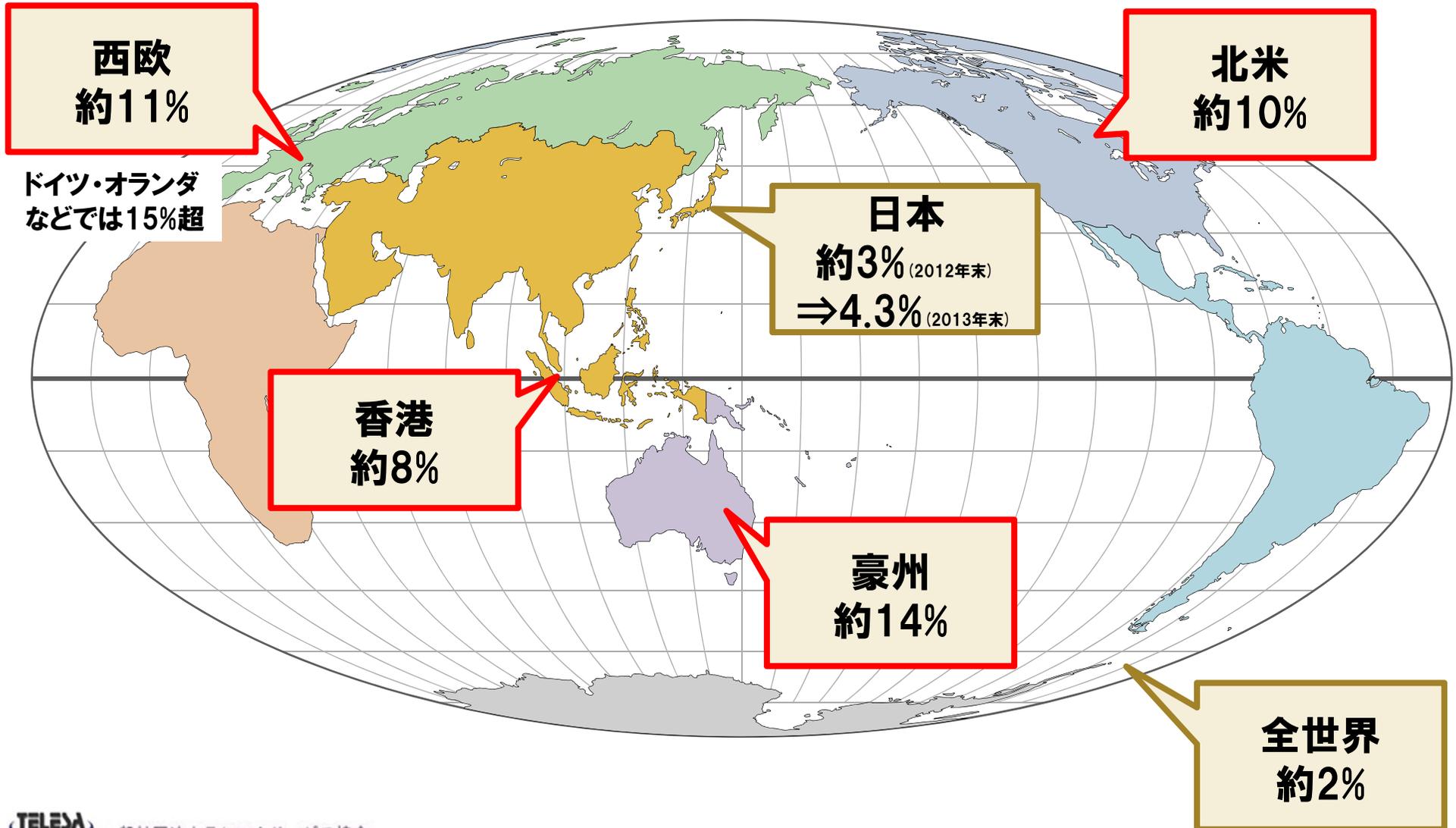


- ・ MVNO契約は伸びているものの、移動体通信契約者数1.53億の9%弱
- ・ MVNO契約数の51%を「MNOでもあるMVNO」が占める
- 「MNOでもあるMVNO」を除くと、全体の4.3%に過ぎない

MVNOの概要③

海外との比較(契約数のシェア)

※特に記述のないシェアは2012年末時点のもの
※日本のシェアは、「MNOでもあるMVNO」を除外したもの



MVNOの例①

- @nifty「@nifty EMOBILE LTE」

- MNO

- イー・アクセス社LTE/3G

- 特長

- AXGP/LTE/3Gのマルチネットワーク対応

- 提供エリアが広いから外出先でも安心

- 使いやすい定額プランが24ヶ月3,218円(税抜)で

- 説明

- ISPが販売するMVNOサービス

- 通信サービスとしては、イー・アクセス社の提供する4Gサービスとほぼ同内容のもの



MVNOの例②

- **NECビッグロブ「BIGLOBE LTE・3G」**

- **MNO**

- **NTTドコモ社LTE/3G**

- **特長**

- **SIMカードをLTE対応端末(別途必要)に挿して使う**
- **毎月1GB、2GB、3GB、7GBの料金プラン**
- **「ほぼスマホ」やタブレットとのセットも用意**

- **説明**

- **ISPが販売するMVNOサービス**
- **NTTドコモのLTE (Xi) / 3G (FOMA) サービスとまったく異なる料金プランにて提供**



MVNOの例③

- ・ **日本通信「スマホ電話SIM フリーData」**

- MNO

- NTTドコモ社LTE/3G

- **特長**

- **データ通信が無料で使える**

- **Xi/FOMAネットワークが使える**

- **LTE対応端末で使える**

- **説明**

- **音声通話およびデータ通信の双方を提供する通信サービス**

- **NTTドコモのLTE (Xi) / 3G (FOMA) サービスとまったく異なる料金プランにて提供**



MVNOの例④

- IJ「IJモバイルM2Mアクセスサービス」

- MNO

- NTTドコモ社LTE/3G

- 特長

- M2M用のアクセスサービス

- 夜間のみ通信可能なプラン、低速通信プランの2つを用意

- 1回線あたり月額300円から利用可能

- 説明

- 法人向けMVNOサービスで、M2Mに特化したもの

- 大規模M2Mの構築において、コストの大幅な削減が可能



MVNOの業態

- MVNOの定義は広汎であり、実態としては様々な業態の事業者が存在する
- 総務省「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」の5分類

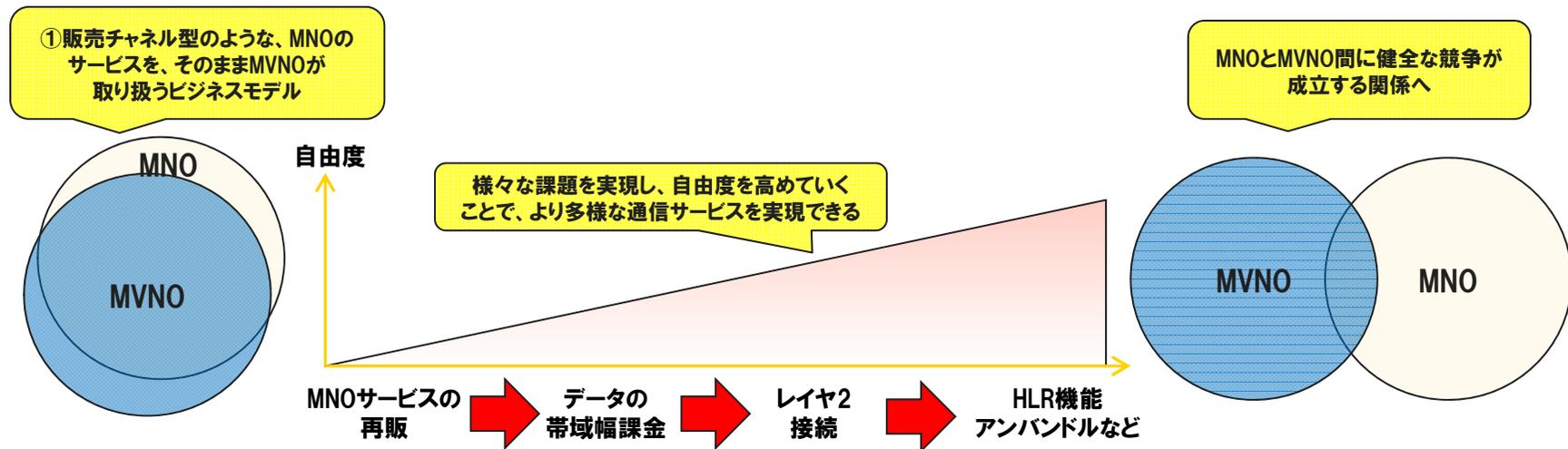
| 分類 | 提供形態 | 具体的なサービス名称 |
|-----------|---|--|
| ①販売チャンネル型 | MNOと基本的に同内容のものを、家電量販店やISPが独自の販売チャンネル(顧客網)を用いて提供 | @nifty「@nifty EMOBILE LTE」 ⇒P.7 |
| ②新プラン型 | MNOとは異なる新しいプラン(低速度低料金、月毎プラン変更可能等)で提供 | NECビッグロブ「BIGLOBE LTE・3G」 ⇒P.8 日本通信「スマホ電話SIM フリーData」 ⇒P.9 |
| ③セット販売型 | 固定ブロードバンド回線等とセットで販売することで、通常より低額な料金プランで提供 | ケイ・オプティ・コム「eoモバイル3G 42Mコース光ハイブリッドタイプ」 |
| ④アプリ型 | アプリ等を用いてサービス、ブランド力を強みにした端末等を提供 | セコム「ココセコムサービス」 |
| ⑤法人サービス型 | M2M、企業内LANへのアクセス回線等としての利用 | IIJ「IIJモバイルM2Mアクセスサービス」 ⇒P.10 |

MNOとMVNOの関係性①

- **MNOとの関係性において、MVNOは以下の3つに分かれる**
 1. **「MNOでもあるMVNO」**
 - 企業グループの関係にあるMNO同士において、片方がもう片方のMVNOになることで移動通信ネットワークを共用しているに過ぎないもの
 - » ソフトバンク4G(WCPのMVNO)、au +WiMAX(UQのMVNO)
 2. **MNOの通信サービスを卸売りするMVNO**
 - MNOの通信サービスとほぼ同内容のものを独自に販売する
 - » ①販売チャネル型、③セット販売型
 3. **独自の通信サービスを提供するMVNO**
 - MNOの通信インフラを活用し、MNOと異なる通信サービスを販売する
 - » ②新プラン型、⑤法人サービス型
- **1と2、3は、切り離して議論する必要がある**
 - 1は、純粹なMVNOであるとは言えず、それ以外のMVNOとの間で課題の共有はない
 - MVNO委員会では、主に2、3のMVNOの立場で意見を述べる

MNOとMVNOの関係性②

- MVNOは、MNOなくしては存在できない
 - MVNOは、多かれ少なかれMNOに依存せざるを得ない
- MNOに依存するだけのMVNOでは、果たすべき役割を担うことはできない
- MNOの持つ機能のアンバンドル化が進むことにより、MVNOによる利用が促進され、事業の自由度が高まる



「MVNOの事業環境の改善に関する政策提言」より

● 制度そのものに対する課題

- ・ データ接続料算定基礎の見直し
- ・ 二種指定設備制度の見直し
- ・ アンバンドルの拡充
- ・ 電気通信番号のMVNOへの割当
- ・ SIMロック解除の推進
- ・ MNOによる販売奨励金慣行の見直し

2014年度の包括検証において制度に対する議論が行われることを希望

● MVNO事業の自由度を高めるための課題

- ・ MNOの回線利用開始処理のI/F公開・SIM機能開放
- ・ 卸電気通信役務に関する提言
- ・ MNOのネットワーク性能・品質のMVNOへの開示

キャリア各社と今後協議を要望

MVNO委員会 「MVNOの事業環境の整備に関する政策提言」

| 速やかな対応が求められる政策課題 | 提言骨子 |
|---|--|
| <p>① モバイルデータ接続料の算定基礎の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 接続料の低減が年平均29%にも及ぶ中、MVNOは1年前の原価で事業運営 当年度の低い原価で事業運営が可能なMNOと比較しMVNOは競争上不利な状況 | <ul style="list-style-type: none"> モバイルデータ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度の相違の是正 |
| <p>② MNOの回線利用開始処理のインターフェース開放・SIMの機能開放</p> <ul style="list-style-type: none"> MNOとMVNOのシステムの接続ができないためサービスオーダー（SIMを利用可能するための処理等を指す）に多大なコストが発生 MNOによっては、SIMの機能の一部をMVNOに提供しておらず、MNOが利用者に提供する一部サービスをMVNOは利用者に提供できない | <ul style="list-style-type: none"> MNOによるインターフェースの開放とMNOとMVNOのシステム連携の促進 MVNOが要望するSIMの機能の開放 |
| 包括検証に向けた政策課題 | 提言骨子 |
| <p>① 二種指定設備制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> MVNOによる競争促進など移動体通信市場の環境変化に対応する制度見直しの必要性 | <ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備制度の在り方についての再検討 |
| <p>② 卸電気通信役務に関する提言</p> <ul style="list-style-type: none"> MNOの提供するサービスのうち、卸役務によるMVNOへの提供がなされていないものが多数存在 MNOから同一企業グループ内の「MNOでもあるMVNO」への提供条件が不透明 | <ul style="list-style-type: none"> MVNOが卸役務を利用しやすくなる仕組み作り グループ内外の卸条件の透明性確保 |
| <p>③ 通信サービス・端末の分離および選択の自由化</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己の端末の他事業者での利用が制限されることは、利用者の利便性を著しく阻害 | <ul style="list-style-type: none"> SIMロック解除ガイドラインの適切な運用・見直し |
| <p>④ MVNOによる提供サービスの高度化に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 「レイヤ2接続機能」を提供していないMNOの存在 今後のMVNOのサービスの多様化、高度化に向けたアンバンドルの拡充 | <ul style="list-style-type: none"> MNOによるアンバンドルへの積極的取り組み 二種指定ガイドラインの見直し |
| <p>⑤ 移動体通信市場の健全な発展に向けた、MNOによる販売奨励金慣行の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額な販売奨励金による利用者料金の高止まりの懸念 行き過ぎた販売奨励金によるMVNOの市場参入と市場全体の発展の阻害 | <ul style="list-style-type: none"> MNOによる販売奨励金慣行の適正化 |
| <p>⑥ MNOのネットワーク性能、品質のMVNOへの円滑な開示</p> <ul style="list-style-type: none"> MNOのネットワーク性能および品質等に関するMVNOへの情報提供が十分ではない MVNOの利用者サポートの質の低下 | <ul style="list-style-type: none"> MVNOへの円滑な情報開示スキーム構築 |
| <p>⑦ 電気通信番号のMVNOへの割当</p> <ul style="list-style-type: none"> MVNOは電気通信番号(MSISDN)の割当を受けられず、接続による音声通信サービスの提供など高度なサービスの実現が不可能 | <ul style="list-style-type: none"> MVNOへのMSISDNの割当を可能とする制度検討 |